

## 建設業法令遵守ガイドライン解説Ⅳ

### 【その4】

いわゆる「指値発注」は建設業法違反となる可能性あり(建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条関係)

請負契約に関する不誠実な行為に該当し、行政処分の対象となる危険！

元請業者が、下請業者と協議を行わず、元請業者の予算の都合で一方向的に下請代金の額を決める。または下請業者の見積り額を合理的根拠なく著しく下回る額で下請契約を締結する場合は、いわゆる「指値発注」といわれ、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反する恐れがあります。

元請業者は、下請契約締結前に具体的な内容をできるだけ書面により提示のうえ、予定価格に応じた一定の見積り期間を設けて、下請業者に見積りを行わせる。工事の内容、下請価格、その他関連項目について合意ができれば、書面による下請契約を締結することが必要です。

これは、追加や変更契約についても同様であり、元請業者の都合により一方向的に金額を決定したり、合意のないまま工事に着手させるような行為は、建設業法違反として行政処分の対象となる可能性が非常に高く注意が必要です。

**ご相談はお気軽にメールください。**